

読書コーナー

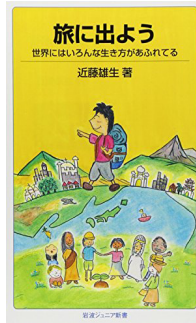
旅に出よう

近藤雄生/岩波ジュニア新書

コロナ禍で旅行やレジャーがままならない日々が続いているので、少しでも旅行した気分でも味わえればと思い、この本を手にとってみました。

著者の近藤さんは、大学院を卒業して結婚するとすぐに奥さんと5年間に渡って様々な国をめぐるという生活に入りました。

オーストラリアから東南アジア、中国。その後もユーラ



シア大陸を横断して、ヨーロッパ、アフリカまで。全く異なる文化や習慣の人、全く違う悩みを抱えて生きている人と出会い、無数の生き方を見て価値観を広げていきました。

中でも一番印象的なのは、オーストラリアの中に国を作ってしまったおじいさんの話です。州政府の施策に納得できないとして、国際法にのっとり独立してしまいました。

これを読んで、著者が言うように、世の中には色々な考え方の人がいて、様々な生き方が溢れているんだなと感じました。日本の中で私たちをとりまいている幾つもの「あたりまえ」は、他の国ではあたりまえではありません。もっと自分らしく自由な考えで生きられたら、皆もっと幸せに暮らせるのではないかなと感じました。

(文責・鈴木)

朝礼にて ~職場の教養~

毎日の朝礼で、一般社団法人倫理研究所の「職場の教養」を輪読し、感想を述べています。その感想で、良かったものを紹介致します。

12/6(月) 徒や疎か

「徒や疎か」という言葉があります。

「徒」とは、「まごころがないこと。はかないこと。むだなこと」という意味で、「徒や疎かにしてはいけない」とは、「いいかげんに扱ってはいけない」「適当に済ませてはいけない」ということを、少し強調して表現する際に使われます。

最近、耳にすることが少なくなったこの言葉は、物の扱い方や仕事の進め方、約束を守る時などにも使われます。仕事をする上で、徒や疎かに済ませてよいことは一つもありませんが、職場で日々使用する物に対してはいかがでしょう。会社の資産である職場の器具などに対して、どれほど丁寧に優しく扱っているでしょうか。たとえば、ドアを勢いよく開けると、ロッカーや機器に当たって、傷つき故障することもあります。

物の扱いも、人との約束事に対しても、「決して疎かにしない」と心がけ、日々誠実な人柄に磨きをかけていきたいものです。

今日の心がけ

丁寧な行動をしましょう

本日は、仕事だけではなく物の扱い方についても適当に済ませてはいけないことについての内容でした。

確かに、物を丁寧に扱うことは物の寿命も延びるので大切だと思います。

また、日常生活を送る上でも丁寧さはとても大事だと思いました。例えば、母の家事の仕方と私の家事の仕方では丁寧さが違うなど反省する時があります。そのため、なるべく家事は母に倣って丁寧にするように心がけています。

これからも、常に丁寧な行動が出来るように頑張っていきたいです。

(文責:小池)

編集後記

2月といえば立春。暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。風邪などひかないように、ご自愛くださいませ。掲載内容に関してご不明点等がありましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

かなた新聞

KANATA SHINBUN

令和4年 2月1日発行 第151号

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 TEL:027-361-5568

群馬M&Aセンター TEL:027-364-8040 相続手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp



所長挨拶

向春の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて皆さまは「バタフライ・エフェクト」という言葉をご存知でしょうか。

私は1月11日に放送されたNHKの「バタフライエフェクト〜あの日があるから今がある」という番組を観て、初めてその言葉を知ったのですが、ウィキペディアで検索すると次のように説明されています。

「バタフライ効果(英: butterfly effect)は、力学系の状態にわずかな変化を与えると、そのわずかな変化が無かった場合とは、その後の系の状態が大きく異なってしまうという現象」。

さらに同じページの右側には、「ブラジルの1匹の蝶の羽ばたきはテキサスで竜巻を引き起こすか?」という文章とともに、蝶々と恐ろしい巨大竜巻の写真が添えられています。

要するに、小さな蝶々(バタフライ)の羽ばたきによるわずかな空気の動きが、時間の経過とともに、遠く離れた場所で巨大な竜巻を引き起こす効果を持つような現象を言うのだそうです。

NHK番組に戻りますと、東西分断直後に、ベルリンで起きた恋人の救出劇がきっかけで、EU統合にまで繋がる歴史の連鎖を、佐藤 健と神木隆之介が追体験するというものでした。

自然科学の世界を人間社会の変化に結び付けて解釈する例はほかにもありますが、私としては大変納得度の高いものでした。

番組は「一人ひとりのささやかな営みが、時空を超えて大きな出来事を引き起こす」という言葉でまとめられていました。

日々の何気ない行動が、遠い将来、自分のまったく知らない所で、まったく知り得ない社会現象につながってゆくとしたら、何かわくわくするような、ちょっと怖いような気持ちになりませんか。

もしかしたら、日常のつまらなく退屈に感じているようなことでも、別次元では誰も知らない大きな価値を持っているのかもしれない。

立春を迎え、暦の上では春という事になりますが、暖かさを感じるまでにはもう少し時間がかかります。

また、新型コロナの感染も、まだまだ先が見えない状況が続いています。

皆さまには十分にご自愛いただき、お健やかに毎日を過ごされますよう、心からお祈り申し上げます。



- P1 所長挨拶・目次
- P2・3 税務トピックス
- P3 将軍の日

- P4 読書感想文
- P4 職場の教養
- P4 編集後記

お客様各位

平素より大変お世話になっております。弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考え、毎号掲載してまいりました、従業員の集合写真をお休みさせていただくことになりました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会

かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

対応困難な実情に配慮した2年間の 宥恕措置 ～電子取引の保存～

2022年1月から電子取引は必ず一定の要件を満たしたデータ保存が求められるところ、当該要件を満たすための準備が間に合わないなど、事業者の事情に配慮した措置が設けられました。

電子取引とは

(1) 書類の保存義務

所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められています。

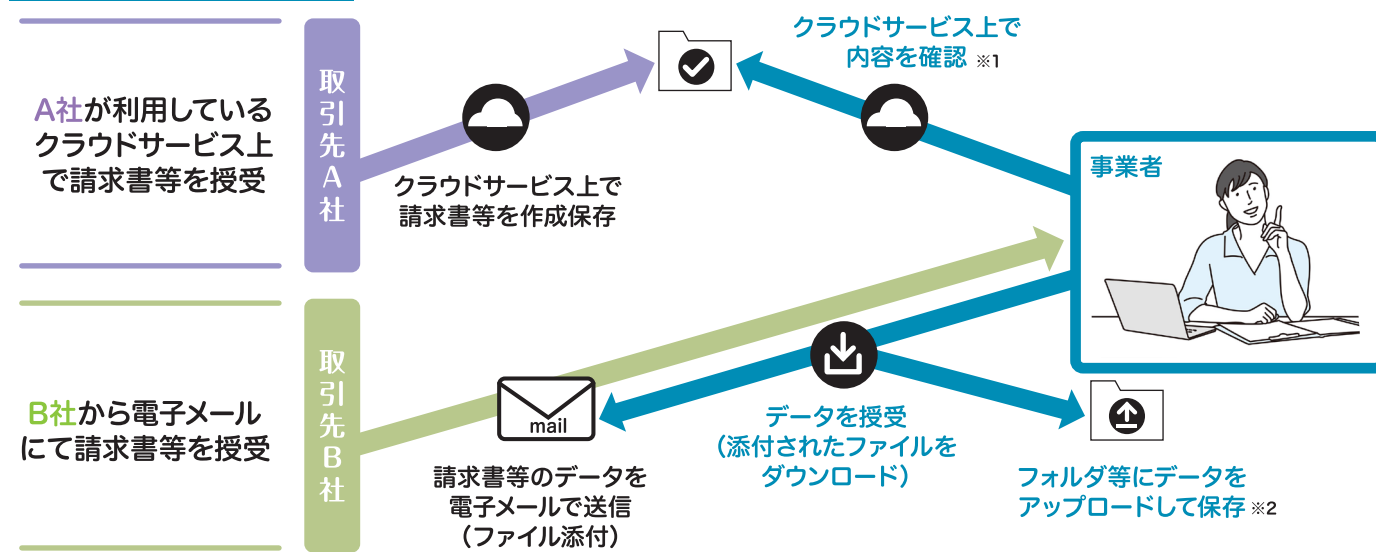
(2) 電子取引とは

電子取引とは、上記(1)と同様の取引情報(書類に通常記載される日付、取引先、金額等の情報)の授受を、電磁的方式により行う取引をいいます。具体的には下図の他、次のデータの授受も電子取引に該当します。

- インターネットのホームページからダウンロードした請求書等のデータ
- クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ
- EDIシステムを利用したデータ
- ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用したデータ
- DVD等の記録媒体を介した請求書等のデータ

(1)の保存義務者がこの電子取引を行った場合には、その取引情報を電磁的記録により保存しなければなりません。これまでは書面に印字して保存する方法も認められていましたが、2022年1月1日以後に行う電子取引の取引情報からは、原則、次ページ(3)の要件を満たしたデータ保存が求められます。

電子取引の例 (イメージ)



(※1)クラウド上で一時的に保存されたデータをダウンロードして保存するようなシステムの場合には、下記(※2)と同様の点に留意します。

(※2)データは、例示の他、ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウド(ストレージ)サービス等に記録・保存します。この場合、当該データに一定のタイムスタンプが付与されていないときは受領者側でタイムスタンプを付与するか、一定の事務処理規程に基づく適切なデータ管理が求められます。また、対象となるデータは、原則、検索可能な状態での保存が求められる点にも留意します。

(3) 電磁的記録の保存等を行う場合の要件

電子取引の取引情報を電磁的記録により保存等するにあたっては、真実性や可視性を確保するための要件を満たす必要があります。具体的には以下の要件となります。

- 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け(自社開発のプログラムを使用する場合限定)

- 見読可能装置の備付け等
- 検索機能の確保
- 次のいずれかの措置を行う
 - ①タイムスタンプが付された後の授受
 - ②原則、速やかにタイムスタンプを付す
 - ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用
 - ④訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

国税庁の資料*より、要件を満たすための具体的な保存方法の一例をご紹介します。

【問】

妻と2人で事業を営んでいる個人事業主です。取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

【回答】

- 例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。
1. 請求書データ(PDF)のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。
例) 2022年(令和4年)10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書
⇒「20221031_ (株)国税商事_110,000」
 2. 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
 3. 一定の事務処理規程を作成し備え付ける。

- 税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータを提出すること
- 判定期間に係る基準期間(通常は2年前)の売上高が1,000万円

(※)国税庁 HP「電子帳簿保存法一問一答(電子取引関係)」 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaihaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf (ほか)

以下であり、前記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、前記1の設定は不要

- 前記1の代わりに索引簿を作成し、索引簿を使用してデータを検索する方法によることも可能

事務処理規程や索引簿のひな型は、国税庁のサイトから入手することができます。

事業者の事情に配慮した 宥恕措置

データの保存にあたり、(3)の要件を満たすための準備が間に合わない事業者の事情に配慮し、2022年1月1日から2023年12月31日までの電子取引について、次のすべてを満たす場合には(3)の要件を満たさないデータの保存を可能とする措置が、令和4年度税制改正により設けられました。

- ①納税地等の所轄税務署長が(3)の要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認めること
- ②質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしていること

書面に印字して保存している事業者がこの措置を適用する場合は、次のとおり引き続き書面に印字して保存することが可能です。

- (3)の要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮する

なお、2022年1月1日時点で(3)の要件を満たさないことについてやむを得ない事情があるとしても、2023年12月31日までの2年間に要件を満たせるよう準備は必要です。

将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、『将軍の日』と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ: かなた税理士法人
027-361-5568 担当: 森平



先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から